

安城商工会議所会報

チラシ折込サービスのご案内

安城商工会議所では、会員サービスの一環として、毎月発行している会報「あんじょう」に貴社のPRチラシを折込み、会員事業所約2,700社と関係機関約200ヶ所へ配布するサービスを行っております。

折込料金は・・・

1ヶ月1枚につき

33,000円（消費税込）

例えば、

ダイレクトメールを市内特別郵便で送ると

送料は 96円×2,700=259,200円

⇒ 約22万円お得です！！

こんなチラシを折込みませんか？

★新商品・新製品の紹介 ★イベント・催し物のご案内

★バーゲン・セール情報 ★季節商品・期間限定メニューなどの紹介

★オフィス用品・文具・備品 ★名刺・チラシ印刷など各種印刷関係 など、事業所向けのPR

申込み
について

- ① チラシは1事業所につきA4版1枚（両面・片面、カラー・白黒は不問）必要
- ② チラシ2,900部を折込前月20日まで当所までご納品ください。
- ③ 料金は1枚につき33,000円（税込）
- ④ 申込は折込前月10日までにチラシ（案で可）とあわせてお送りください。
- ⑤ 本サービスは安城商工会議所の会員事業所に限ります。
- ⑥ 折込サービスの申込みが多数の場合は、先着順とし、折込月を調整します。
- ⑦ チラシの内容によっては、折込をお断りする場合があります。
- ⑧ 信書に該当するチラシは折込をお断りさせていただきますのでご了承ください。
- ⑨ 利用者の名前（事業所名）・連絡先をチラシに記載してください。
- ⑩ 詳細については、事前に裏面の折込サービスに関する規定に同意いただきますようお願いいたします。

★お問合せは★

安城商工会議所 会報担当 TEL 0566-76-5175
FAX 0566-76-4322

あんじょう商工会議所会報チラシ折込サービス申込書（兼同意書）

裏面の規定に同意し、当サービスに申込みいたします。（折込希望月／ 月号）

令和 年 月 日

事業所名 ⑩

代表者名

担当部署 担当者名

TEL

安城商工会議所会報折込チラシサービスに関する規定

(目的)

第1条 会報チラシ折込サービス（以下「当サービス」という）は、安城商工会議所（以下「当所」という）の会員事業所の販売促進・事業推進のためのチラシ広告類（以下「チラシ」という）を会報に折込み、会員事業所等へ配布することにより、会員事業所の事業発展に資することを目的とする。

(サービスの利用対象者及び遵守事項)

第2条 1. 当サービスの利用者は原則として当所の会員事業所のみとする。官公庁、その他事業関係については、その目的によって本規程の適用を除外することができる。

2. 当サービスは、チラシまたは作成責任を有する事業所に対して与信を与えるものではない。

第3条 当サービスの利用者（以下「利用者」という）は下記事項を遵守しなければならない。

- 1) 公序良俗に反していないこと。
- 2) 関係法規に違反していないこと。
- 3) 誤解を与える恐れがないこと。
- 4) 他の会員に不当な不利益を与える恐れがないこと。
- 5) 政治・宗教に関連する内容でないこと。
- 6) 利用者の名前および連絡先を明記し、当所指定の「会報付録の旨」の文章を記載すること。
- 7) その他、当サービスの運用上不適当と認められないこと。

(利用の不許可)

第4条 当サービスの利用希望者が前条に反する場合、またはその他の理由により不適当と認められる場合は当サービスの利用を許可しない。

(チラシの内容に関する責任)

第5条 チラシの内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

(サービス利用に関するトラブルの対応)

第6条 当サービス利用に関する手続き上のトラブルは、当所及び利用者双方が誠意を持って対処する。なお、利用者が当サービス利用により生じた取引上のトラブル等について当所は一切の責任を負わない。

(チラシの大きさ)

第7条 会報に折込むチラシは、原則として1事業所につきA4版のチラシ1枚とする。ただし、両面・片面印刷、白黒・カラー印刷を問わない。

(チラシの枚数制限)

第8条 会報に折込むチラシは、1カ月ごとの申込数が多かった場合、先着順とし、折込月を調整するものとする。

(サービスの利用料金等)

第9条 当サービスの利用料金は、1事業所1枚につき33,000円とする。利用料金については、当所が当サービス完了後に送付する請求書により支払うものとする。

(サービス利用申請方法)

第10条 当サービスの利用を申請する者は、別紙申込書に必要事項を記載・押印し、折込月の前々月25日までに、チラシのサンプルまたは原稿とともに提出する。

(チラシの納品部数と納品日)

第11条 チラシは利用者で必要部数を用意し、折込月の前月20日までに当所に納品しなければならない。なお、残部は原則として返却しない。

附則

(施行の時期)

この規定は平成20年4月1日から施行する。

この規定は令和元年10月1日から改正する。